

経済産業省令第百六十号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第三項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年十二月二十四日

経済産業大臣 中川 昭一

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「輸出貿易管理令」を「輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）」に改め、同項第四号イ中「輸出貿易管理令」を「輸出令」に改める。

第九条第一項に次の六号を加える。

五 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であつて、以下のいずれかに該当するもの

イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者

に対して公開されている技術を提供する取引

ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引

ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

六 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

七 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引

八 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該貨物の買

主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日

のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。）。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術であつて、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であつて、貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの

九 プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、当該プログラムのインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該プログラムの取引の相手方又は需要者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又はプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。）。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

イ プログラムの機能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術であつて、その内容がプログラムの設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であつて、プログラムの設計、製造に必要な技術が含まれるもの

十 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第四の二に掲げる地域以外の地域において提供する取引（販売されるものに限る。）であつて、第四号イ又はロに該当するものを除く。
- （一）購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの
- （二）使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの
- ロ 令別表の八の項及び九の項の中欄に掲げるプログラムであつて、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第四の二に掲げる地域以外の地域において提供する取引（販売されるものに限る。）であつて、第四号イ又はロに該当するものを除く。
- （一）購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した

入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの（外国でのみ販売又は無償で提供されるものについては、当該販売の態様若しくは無償で提供されることを書面により確認できるものに限る。）

（二）暗号機能が使用者によって変更できないもの

（三）使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

八 輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供されるプログラムであつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引

（一）当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの

（二）当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであつて、いかなる形でもソースコードが提供されないもの

二 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の（一）又は（二）に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は需要者に対して提供する取引

- (一) 許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの
- (二) 本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムの提供を受けたもの

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十六年一月二十日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。